

## 令和8年度・第37回農業委員会総会進行

開催日 令和8年4月24日(金) 13:00～

開催場所 S Sプラザ川内 301～303会議室

出席委員 (17名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠 員 (0名)

欠席委員 (2名)

遅刻委員 (0名)

出席推進委員 (15名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	(欠員)
27	鶴屋 賢子	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員 (5名)

事務局出席者 森局長・梶原代理・長沼G長・田上G員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長 (農業委員会会長) \_\_\_\_\_ 印

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 17番 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_ 18番 \_\_\_\_\_ 印

議事録作成者 \_\_\_\_\_ 局長代理 \_\_\_\_\_ 印

令和8年度・第37回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

1 報告

- 報告第121号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について
- 報告第122号 非農地証明発行の専決処分について
- 報告第123号 農地転用事実証明書の専決処分について
- 報告第124号 薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の選任について

2 議事

- 議案第373号 農地法第5条の許可申請書の取下げ願いの承認について
- 議案第374号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）
- 議案第375号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について（知事処分）
- 議案第376号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第377号 非農地証明願承認について
- 議案第378号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第379号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について
- 議案第380号 農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について
- 議案第381号 令和8年度最適化活動の目標設定等（案）について
- 議案第382号 薩摩川内市地域計画変更に係る意見書について

3 その他

- (1) 5月総会の日程について
- (2) その他

【開始 13 : 00】

会 長 第36回総会後の経過を踏まえて「あいさつ」

議 長 ただ今から、第37回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 委員の出席状況について、報告いたします。

定数19名、現在員数19名、出席委員17名、欠席委員は2名で、2番：谷山委員、12番：有馬委員であり、欠席届が提出されております。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は15名です。欠席委員は5名で、21番：山下委員、23番：濱田委員、27番：鶴屋委員、28番：廣庭委員、37番：豊田委員であり、欠席届が提出されております。以上で報告を終わります。

議 長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

議 長 はじめに、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

梶原代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。

総会資料の1ページをお開きください。3月27日に薩摩川内市都市計画審議会がSSプラザで開催され、下茂代理が出席しています。同月31日、役職定年や事務局から転出される者への辞令交付4月1日、事務局へ転入された者等への辞令交付を事務局執務室内で会長が交付いたしました。

9日と10日がそれぞれ定例の現地調査です。10日に定例常設審議委員会がマリnpレスかごしまで開催され、会長が出席しております。

16日に第36回運営委員会が本庁舎604会議室で開催され、会長、運営委員、事務局職員が出席しております。運営委員会終了後、第3回薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会を開催し、選考委員、事務局職員が出席しております。

そして、本日、第37回農業委員会総会がSSプラザせんだいで開催となっております。以上、説明を終わります。

議 長 3月27日の薩摩川内市都市計画審議会に下茂委員が出席しておりますので、ご報告をお願いいたします。

下茂委員 9番、下茂が、3月27日行われました都市計画審議会の内容を報告いたします。1番に都市計画審議会への付議予定案件が、2番に都市計画マスタープランの策定状況ということで審議が行われました。

その案件の内容としましては、土地利用計画制度ということで、様々な制度を組み合わせて活用することで、地域の実情に沿って定める土地利用のルール、用途地域の中で、土地の利用目的に応じて、建築できる建物の種類や規模を制限する地域を定めるものであります。

都市計画審議会の審議会への付議予定案件です。用途地域による建築制限ということで、1に建物用途に関する制限、建てられる建物の使い方のルール。2に面積に関する制限決定率と容積率、建てられる建物の広さのルール。3に高さに関する制限、斜線制限と日陰規制、建てられる建物に高さのルールを用いるということで、審議会の内容の説明を報告いたします。終わります。

議 長 以上、主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委 員 (はいの声あり)

議 長 ご異議ございませんので、  
17番：磯道 博和委員、18番：梶原 拓二委員をお願いいたします。それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただき

ます。

初めに、報告第121号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理 はい、議長。報告第121号を説明いたします。資料は2ページから8ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号1番から36番までの36件で、登記地目 田26筆38, 126㎡、畑27筆24, 141㎡、その他13筆5, 596㎡、合計66筆67, 863㎡の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は2件です。

薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第121号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第121号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第121号を終わります。

次は、報告第122号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理 はい、議長。報告第122号を説明いたします。資料は9ページから11ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号1番から14番までの14件で、登記地目 田13筆11, 210㎡、畑12筆5, 896㎡、合計25筆17, 106㎡の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。いずれも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5の規定により処理いたしましたので報告いたします。以上で、報告第122号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第122号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員 　（なしの声あり）

議長 　質疑がありませんので、報告第122号を終ります。  
次は報告第123号「農地転用事実証明願の専決処分について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理 　はい、議長。報告第123号を説明いたします。資料は12ページをご覧ください。

　　今日は、受理番号1番の1件で、登記地目は畑1筆963㎡の農地転用事実証明願が提出されました。薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第4号の規定に基づき、会長が専決処分を行いましたので報告いたします。許可年月日、転用目的については、備考欄をご参照ください。転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願が提出されたものです。なお、現地確認については、小城委員が調査され、転用目的どおり利用されていることを確認していただきました。以上で、報告第123号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第123号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員 　（なしの声あり）

議長 　質疑がありませんので、報告第123号を終ります。  
次は、報告第124号「薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進員候補者の選任について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理 　はい、議長。それでは、当日配布しております報告第124号を説明いたします。薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者を1番から21番まで掲載してございます。

　　令和8年3月2日から4月1日まで、薩摩川内市農業委員会農地

利用最適化推進委員を公募いたしました。その公募に基づき、薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会において、薩摩川内市農地利用最適化推進委員候補者を決定いたしました。選考された候補者については、薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第5条第3項に基づき、農業委員会総会へ報告することになっております。以上で報告第124号についての説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局より報告第124号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員 　　（なしの声あり）

議長 　　質疑がありませんので、報告第124号を終ります。  
次に、議案第373号「農地法第5条許可申請書の取下げ願いの承認について」を議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 　　はい、議長。議案第373号を説明いたします。資料は、13ページから14ページご覧ください。

　　今月の申請は、受理番号1番の1件で、登記地目：田7筆5，929㎡の申請がありました。内容といたしましては、令和7年5月27日開催の第26回総会で議案第285号13番を許可相当で意見決定し、県に進達していた「店舗・駐車場」の目的について、申請人から、社会的理由により事業実施することが困難であることから、申請を取下げたいと申し出があり、今般申請書の取下げ願いが提出されたものです。以上で議案第373号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員 　　（なしの声あり）

議長 　　ないようですので、採決いたします。  
議案第373号については、原案のとおり承認することに賛成

の方の挙手を求めます。

委員 (全委員挙手)

議長 賛成全員であります。議案第373号は承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第374号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 議案第374号を説明いたします。資料は、15ページから17ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号1番から6番の6件で、登記地目 田4筆 221㎡、畑4筆1, 132㎡、その他(宅地)2筆428.25㎡の申請がありました。

内容を説明いたします。まず、1番は資材置場・駐車場での申請です。次に2番は、保養所での申請です。登記地目は宅地ですが、農地台帳に畑として登録されていたため、申請されたものです。

一体利用地として、1197番4 宅地 91.93㎡と一体利用で総面積は520.18㎡になります。また、私有地を通ることから通行承諾書が添付されています。

3番は、一般住宅での申請です。転用実行者は、県外に住所がありますが、帰郷するに伴い一般住宅の建築計画をしたものです。

また、残地については、議案第378号6番、3条：所有権移転売許可と同時申請で、耕作目的で権利取得予定です。

4番は、一般住宅での申請です。仮換地実測面積は、199.91㎡です。また、保留地28.29㎡と一体利用で総仮換地実測面積は、228.20㎡となります。

5番は、一般住宅での申請です。仮換地実測面積は、75.17㎡です。また、3804番 宅地 166.56㎡一体利用で総仮換地実測面積は、241.73㎡となります。

6番は、一般住宅での申請です。以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。以上で議案第374号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員 　3番、薬師寺が1番を報告いたします。4月10日、辻推進委員と事務局、梶原、長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。位置図2ページ、調査票1ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていました。転用目的は、資材置場、駐車場での申請です。申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のようなことから、申請は農地法関連法令には抵触せず、許可相当と判断しました。以上です。

小城委員 　6番、小城が2番を報告いたします。4月10日、福壽推進委員と事務局、福永、松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。位置図3ページ、調査票2ページをご覧ください。申請地の現況は、畑ですが、耕作されていませんでした。転用目的は、保養所を作る予定となっています。申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のようなことから、申請は農地法関連法令には抵触せず、許可相当と判断しました。以上です。

小園委員 　16番、小園が3番を報告いたします。4月9日、古川推進委員と事務局、梶原、長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。位置図4ページ、調査票3ページをご覧ください。申請地の現況は畑で保全管理されていました。転用目的は、一般住宅の申請です。申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のようなことから、申請は農地法関連法令には抵触せず、許可相当と判断しました。以上です。

薬師寺委員 　3番、薬師寺が4番から6番を続けて報告いたします。調査日、調査員は、先ほどと同じです。

　まず、4番です。位置図5ページ、調査票4ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。転用目的は、一般住宅での申請です。

　次に5番です。位置図6ページ、調査票5ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていまして。転用目的は、一般住宅での申請です。

次に6番です。位置図7ページ、調査票6ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていまして。転用目的は、一般住宅での申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のようなことから、4番、5番、6番の申請は農地法関連法令には抵触せず、許可相当と判断しました。以上です。

議長 　ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員 　（なしの声あり）

議長 　ないようですので、採決いたします。議案第374号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 　（全委員挙手）

議長 　賛成全員であります。議案第374号については、原案のとおり、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第375号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 　はい、議長。議案第375号を説明いたします。資料は、18ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号7番の1件で、登記地目　畑1筆　357㎡の申請がありました。内容を説明いたします。転用目的は、就労継続支援B型事業所での申請です。

法人の代表者より、農地の一部を譲り受け、事業計画したものです。残地については、福祉サービス利用者が、耕作いたします。以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現

地調査を行い提案いたしました。以上で議案第375号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員 　6番、小城が7番を報告いたします。調査日、調査員は、前に述べたとおりであります。位置図8ページ、調査票7ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で、耕作されておりました。事業所を立てる予定となっております。申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のようなことから、申請は農地法関連法令には抵触せず、許可相当と判断しました。以上です。

議長 　ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員 　（なしの声あり）

議長 　ないようですので、採決いたします。議案第375号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 　（全委員挙手）

議長 　賛成全員であります。議案第375号については、原案のとおり、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第376号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 　はい、議長。議案第376号を説明いたします。資料は、19ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号8番から9番の2件で、登記地目 畑2筆568㎡の申請がありました。内容を説明いたします。

まず、8番は、二世帯住宅での申請です。妻より申請地を借り受け、計画したものです。私有地を通ることから通行承諾書が添付されています。また、二世帯住宅の基準である500㎡未満を超過しておりますが、境界内に擁壁があり、宅地として利用できないため、その面積を差し引き、有効面積は、492.94㎡となります。

9番は、通路での申請です。父より申請地を借り受け、計画したものです。また、一体利用地：1797番3 宅地 外1筆 365.32㎡と一体利用で総面積は410.32㎡であり、一体利用地に一般住宅を建築する計画です。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。以上で議案第376号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員 　3番、薬師寺が8番、9番を続けて報告いたします。調査日、調査員は、先ほどと同じです。

まず、8番です。位置図9ページ、調査票8ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されておりました。転用目的は、二世帯住宅での申請です。私有地を通ることから通行承諾書が添付されています。また、二世帯住宅の基準である500㎡未満を超過しておりますが、農地の周辺には擁壁が設けられており、宅地として利用できないことから、地積超過は妥当と判断しました。

次に9番です。位置図10ページ、調査票9ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。転用目的は、通路での申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のようなことから、8番、9番の申請は農地法関連法令には抵触せず、許可相当と判断しました。以上です。

議長 　ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員 　（なしの声あり）

議長 ないようですので、採決いたします。議案第376号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全委員挙手)

議長 賛成全員であります。議案第376号については、原案のとおり、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第377号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 議案第377号をご説明いたします。資料は20ページから24ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号1番から9番の9件で、登記地目 田23筆16, 993㎡、畑6筆2, 129㎡の非農地証明願が申請されました。

内容について、ご説明します。1番は、平成16年頃から耕作しておらず、原野化して現在に至っております。

2番、4636番は、平成10年頃から耕作しておらず、原野化して現在に至っております。4655番は、平成30年以上前から住宅が建っていましたが、令和元年に取り壊ししております。その後、農地として、耕作しておらず、雑種地化しております。また、税務課の課税地目も雑種地となっています。

3番は、平成20年頃から耕作しておらず、原野化して現在に至っております。

4番は、平成25年頃から耕作しておらず、原野化して現在に至っております。

5番は、平成16年に農業用倉庫として使用し、現況は宅地化しております。また、税務課の課税地目も宅地となっております。

6番、375番1は、平成8年頃に住宅を建築しましたが、申請地と隣接地の宅地と一体利用しており、宅地化しております。4019番3、14019番5については、平成17年頃から耕作しておらず、原野化して現在に至っております。

7番は、平成28年頃から耕作しておらず、原野化して現在に至っております。

8番及び9番については、随時で、利用状況調査を実施しました。

8番は、東郷町斧渕の下鶴田土地改良区より、要望を受け、理由としては、川内川流域の樋渡川の堤防工事の際に土が必要となり、田を掘り下げ、その土を利用し、堤防工事が完成しました。

結果、田を掘り下げたことにより、大雨や台風時に水没し、耕作することが出来ず、原野化しており、現況に合わせて地目変更したいとの理由でした。今回、要望を受けたため、利用状況調査を実施し、現況は一体的に原野化しており、赤判定：再生困難な農地として、非農地判断したものです。

9番は、1番の調査時に周辺農地も一体的に遊休農地化していたため、利用状況調査を実施し、赤判定：再生困難な農地として非農地判断したものです。

なお、8番、9番については、個別で利用状況調査を実施したため、調査員からの報告はありません。以上で、議案第377号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員 　　3番、薬師寺が1番を報告いたします。調査日、調査員は、先ほどの報告と同じです。位置図11ページ、調査票10ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成16年頃から耕作しておらず、原野化しておりました。本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響ないことから、非農地証明書を発行すべきと考えます。以上で報告を終わります。

小城委員 　　6番、小城が2番を報告いたします。調査日、調査員は、先ほどの報告のとおりです。位置図12ページ、調査票11ページをご覧ください。

申請地の現況は、原野、雑種地となっていますが、ほったらかしだったり、木が生い茂って状況で、本市非農地証明書の発行基準を満たしております。周辺も住宅やら奥は木が生い茂っている状況で影響はないことから、証明書を発行すべきと考えます。以上です。

薬師寺委員 3番、薬師寺が、3番、4番を続けて報告いたします。調査日、調査員は、先ほどの報告と同じです。

まず3番です。位置図13ページ、調査票12ページをご覧ください。申請地の現況は、平成20年頃から耕作しておらず、原野化しておりました。

次に4番です。位置図14ページ、調査票13ページをご覧ください。申請地の現況は、平成25年頃から耕作しておらず、原野化しておりました。本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響ないことから、3番、4番は証明書を発行すべきと考えます。以上です。

梶原委員 18番、梶原が、5番から7番を続けて報告いたします。4月9日、豊田推進委員と事務局、西菌、松下職員と現地調査を実施しましたので報告します。

まず5番について、位置図15ページ、調査票14ページをご覧ください。申請地の現況は、平成16年頃から農業用倉庫として使用されており、宅地となっていました。

次に6番について、位置図16, 17ページ、調査票15ページをご覧ください。申請地の現況について、375番1は、平成8年頃より自宅を建築する際に隣接しており、宅地として一体利用しているため宅地となっていました。14019番3及び14019番5は、平成17年頃、ミカンを栽培していたミカンの木を切ってから耕作して耕作しておらず、原野の状態でした。

次に7番について、位置図18ページ、調査票16ページをご覧ください。申請地の現況について、平成28年頃から耕作しておらず、原野の状態でした。

いずれにおきましても、本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響ないことから、証明書を発行すべきと考えます。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第377号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全委員挙手)

議長 賛成全員であります。議案第377号については、原案どおり承認いたします。

次は、議案第378号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 はい、議長。議案第378号を説明いたします。資料は25ページから26ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。今月の申請は、受理番号1番から7番の7件で、田5筆 5,301㎡、畑6筆 3,635㎡の申請がありました。

申請理由は、譲受人の「規模拡大」及び「営農開始」、譲渡人の「労力不足」により、それぞれ売買されるものです。

また、6番は議案第374号3番(5条：所有権移転：売許可申請承認)と同時申請であり、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件のいずれにも抵触しないと認められます。従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第378号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員 6番、小城が1番を報告します。調査日、調査員は前に述べたとおりであります。位置図21ページ、調査票17ページをご覧ください。申請地の現況は田で、管理されている状況であります。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得で、また、田んぼは畑として使用する予定となっています。申請者は、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

薬師寺委員 3番、薬師寺が2番を報告します。調査日、調査員は先ほどの報告のとおりです。位置図22ページ、調査票18ページをご覧ください。申請地の現況は畑で、保全管理されていました。

権利取得後は、苗床として利用予定です。規模拡大のための権利取得で、また、田んぼは畑として使用する予定となっています。申請者は、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

梶原委員 18番、梶原が3番から5番を報告します。調査日、調査員は先ほどのとおりです。まず3番について、位置図23ページ、調査票19ページをご覧ください。申請地の現況は畑で保全管理されている状況であります。権利取得後は、果樹や野菜を栽培予定です。

次に4番について、位置図24ページ、調査票20ページをご覧ください。申請地の現況は田、畑ともに耕作され、保全管理されていました。権利取得後は水稻を栽培予定です。

次に5番について、位置図25ページ、調査票21ページをご覧ください。申請地の現況は畑で保全管理されていました。権利取得後は、野菜を栽培予定です。

いずれも規模拡大のための権利取得で、また、田んぼは畑として使用する予定となっています。申請者は、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

小園委員 16番、小園が6番を報告します。調査日、調査員は先ほどのとおりです。位置図26ページ、調査票20ページをご覧ください。申請地の現況は畑で、保全管理されていました。

権利取得後は、野菜を栽培予定です。また、新規営農のため営農計画書が添付されています。新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は妥当だと考えます。以上です。

西 委員 15番、西が7番を報告します。4月9日、早崎推進委員と事務局、福永職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

7番について、位置図27ページ、調査票23ページをご覧ください。申請地の現況は田で耕作はされておらず、管理はされておりました。

権利取得後は、水稻を栽培予定です。経営規模拡大のための権利取得で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。  
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。  
議案第378号については、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (全委員挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第378号につきましては、原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第379号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 はい、議長。議案第379号を説明いたします。資料は27ページから28ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。今月の申請は、受理番号8番から受理番号14番の7件で、田10筆 8,441㎡ 畑3筆 1,823㎡ の申請がありました。

申請理由といたしましては、親子間、親戚間、知人間の贈与によるものです。また、8番・12番については、新規営農のため、営農計画書が添付されています。申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械

力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第379号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員 　　6番、小城が8番と9番を報告します。調査日、調査員は前に述べたとおりであります。まず、8番、位置図28ページ、調査票24ページをご覧ください。申請地の現況は畑で、保全管理されている状況でした。申請者は野菜を作る予定となっております。

　　続きまして9番です。位置図29ページ、調査票25ページをご覧ください。申請地の現況は田で耕作されておりました。引き続き、水稻を作る予定となっております。

　　いずれも経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

薬師寺委員 　　3番、薬師寺が10番を報告します。調査日、調査員は先ほどのとおりです。位置図30、31ページ、調査票26ページをご覧ください。申請地の現況は田で耕作されておりました。

　　権利取得後は、水稻を栽培予定です。規模拡大のための権利取得で、また、田んぼは畑として使用する予定となっております。申請者は、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

小城委員 　　6番、小城が11番を報告します。調査日、調査員は前に述べたとおりです。位置図32ページ、調査票27ページをご覧ください。

　　申請地の現況は田で耕作されておりました。権利取得後も水稻を作る予定となっております。経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

山路委員 　　14番、山路が12番を報告します。去る、4月9日、鬼塚推進委員と事務局、梶原、長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。位置図33ページ、調査票28ページをご覧ください。

　　申請地の現況は畑で耕作されておりました。

権利取得後は、サワーポメロを栽培予定です。また、新規営農のための権利取得で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

小園委員 16番、小園が13番を報告します。調査日、調査員は先ほどのおりでございます。位置図34ページ、調査票29ページをご覧ください。申請地の現況は、田と畑で耕作されておりました。権利取得後は、飼料作物を栽培予定です、新規営農のための権利取得で、  
権利取得後は、サワーポメロを栽培予定です。また、新規営農の。経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です

西委員 15番、西が14番を報告します。調査日、調査員は先ほどのおりでございます。

10番について、位置図35ページ、調査票30ページをご覧ください。申請地の現況は田で耕作されておりました。

権利取得後は、水稲を栽培予定です。規模拡大のための権利取得で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。議案379号につきまして、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全委員挙手)

議長 賛成全員であります。議案第378号につきましては、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 次は、議案第380号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第1

8条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第31条に「議事参与の制限」に関する議案は、受理番号16番です。

まず、議事参与を除く案件について審議いたします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理 議案第380号を説明いたします。資料は29ページから45ページをご覧ください。今月の申請は、田：75,629㎡、畑114,655㎡、合計190,284㎡の申請がありました。

中間管理権設定85件中、認定農業者等に係る分は29件です。議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号1番から15番、17番から85番については、申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の集積等促進計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し、提案いたしました。以上で、説明を終わります

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。受理番号16番を除く、受理番号1番から15番、17番から85番につきまして、意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全委員挙手)

議長 賛成全員であります。受理番号16番を除く、受理番号1番から15番、17番から85番につきまして、原案のとおり意見決定されました。

次に、受理番号16番に係る議事参与案件について審議に入ります。永留委員は農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

永留委員 (退席・退室)

議長 受理番号16番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理 農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受ける議案第380号受理番号16番に係る利用権を設定する者が、当委員会農業委員の永留委員：本人ですので、内容説明いたします。

資料は、32ページをご覧ください。申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の集積等促進計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。受理番号16番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全委員挙手)

議長 賛成全員であります。受理番号16番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。永留委員の入室をお願いします。

永留委員 (入室)

議長 議案第380号「農用地利用集積等促進計画案(農地中間管理権設定)の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第381号「令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について」を議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

事務局長

はい、議長。議案第381号を説明いたします。資料の41ページをお開きください。本議案は、農業委員会法第37条に基づく「情報の公表」として、令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について、総会において審議いただき、議決を求めるものであります。

47ページをお開きください。ローマ数字1の農業委員会の状況では、令和8年4月1日時点の状況を記載しています。

1の農業委員会の現在の体制で、農業委員、農地利用最適化推進員の定数、実数等を。

2の農家・農地等の概要で、農業経営体数、農業者数、耕地面積等を示しております。

続きまして、48ページをお開きください。ローマ数字2の最適化活動の目標では、1の最適化活動の成果目標、(1)農地の集積の①現状及び課題で、管内の農地面積(A)3,920ha、これまでの集積面積(B)1,244.4haから集積率は、31.7%となっています。

②目標ですが、これまで同様に、県が示した目標年度の集積率、新規集積面積の目標値を使用し、今年度末の集積率の目標を33.2%としています。

続きまして、(2)の遊休農地の解消、①現状及び課題では、昨年の利用状況調査結果のデータを記載しています。②目標のアの既存遊休農地の解消、aの緑区分の遊休農地の解消及びbの黄色区分の遊休農地の解消は、昨年度と同様です。イの新規発生遊休農地の解消は、昨年の利用状況調査結果より59.8haとなりました。

続きまして、49ページをお開きください。(3)の新規参入の促進、①現状及び課題では、7年度の新規参入者は、1経営体、経営面積0.35haでありました。②目標は、4年度の権利移動面積101.2haを追記し、平均が131haとなりましたので、新規就農者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は、13.1haを記載しています。

続きまして、2の最適化活動の活動目標では、(1)の推進委員等が最適化活動を行う日数目標、(2)の活動強化月間の設定目標、(3)の新規参入相談会への参加目標は、昨年と同様の設定をしています。以上、議案第381号 令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)の説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員 　（なしの声あり）

議長 　ないようですので、一括して採決いたします。議案第381号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 　（全委員挙手）

議長 　賛成全員であります。議案第381号は、原案のとおり意見決定されました。次は、議案第382号「薩摩川内市地域計画変更に係る意見書について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 　はい、議長。議案第382号を説明します。資料は、50ページから56ページからになります。令和7年3月31日に本市の地域計画は策定されました。今回、地域計画の変更として農業を担う者・農地の追加、地域計画内農地からの削除するにあたり、意見を求められており、提案するものです。

　まず、資料の52ページをお開きください。概要としては、28地域のうち、21の地域の川内8地域、樋脇3地域、入来3地域、東郷3地域、祁答院3地域、甕島1地域となります。

　次に、資料の53ページをお開きください。変更(案)としては、1と2があるんですけども、まず1の名簿関係につきましては、認定農業者、認定新規就農者、加工用米に取り組まれる予定の者、次に農業制度資金関係について必要と思われる者を地域内の農業を担う者一覧への追加となります。2番の農地関係につきましては、（1）今回、地域内の農業を担う者一覧に追加したことに伴うもので、（2）すでに地域内の農業を担う者一覧に記載されていたのですが、経営する農地が地域計画内農地とないってないもの。3番、農業委員会より情報提供して、事業導入予定地について、地域計画内農地として追加の方を要望いたしました。こちらの方が、農地中間管理事業の久住町と樋脇町の柳原を追加要望しております。

　削除については、農振除外予定地を地域計画内農地からの削除と

なりますが、続いて、資料の54ページから56ページをお開きください。まず、地域内の農業を担う者の対象追加者はたくさんあるんですけども、全部で65の法人・個人の認定農業者等となります。2番の地域計画内の追加農地は、農業を担う者の新規・追加及び事業導入予定農地に伴うもので、筆数として461筆。面積としましては、508,614㎡となります。

また、地域計画からの削除としては、56ページになりますが、ことらは2カ所、面積1,736㎡となります。

今回、農地転用予定地であることから、農業委員会から削除依頼して削除するものです。農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、意見を求められており、提案いたしました。以上で説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

山路委員 　14番、山路です。ちょっと意味がわからなかったのですが、このリストからまた選び上げるという意味なんですか。

長沼G長 　はい、議長。一応ですね、このリストは、地域計画の農業を担う者の登録者になり、新規の登録となります。

　　今後は地域計画に農業者を担う者と対象農地が追加されていないと、国の事業等が使えなくなるものですから、今回、追加したかたちとなっております。

木下委員 　10番、木下です。去年、消防局で説明のあった資料を見たときに、陽成、八幡、南瀬、鳥丸、可愛、八重の地域計画については、今回、私が申し上げた6地域についてはどうなるのでしょうか。

梶原代理 　はい、議長。今回は、農業政策課の方から変更があった分について上がってきておりますので、昨年設定したところに変更がないところは、上がっていません。前の計画は、そのまま継続していきますので、今回、委員が言われた地域で記載のないものは、変更がないものと思いますが、地域計画がどうなっていますかということをお聞きしたいのでしょうか。

木下委員 はい、そちらに情報が入ってきて、この6件については、継続でこの新規のリストにはなく、そのままずっといくということですか

梶原代理 はい、議長。令和7年度に作った地域計画をもとに、今回、令和7年度に見直しがあった分について上がっておりますので、変更がないものも出てきます。もちろん、それを見直しながら、地域計画を毎年していくということで、今回、農業政策課の方から依頼がありましたので、その分の意見を農業委員会が回答する必要がありますので、今回、議案として上げております。

このように毎年、見直しが出てくる予定です。農業を担う者として記載がないと国の制度に該当しなかったり、制度の絡みもございませので、必要に応じて、面積が増えたりということが予想されませ。

また、地域計画から削除されることは、転用とかの場合は、見直しをして、外していくということが随時求められていくこととなりますので、今回については、農業政策課の方の見直しの一環として、追加するということが挙げられてきたので、議案として上程させていただいたということでご理解いただければと思います。

木下委員 そしたら、今さっき、55ページの個人ごとの名前が出てきている方については、農業政策課の方が、昨年度策定した地域計画にプラスした形で資料的には表現され配布されるというものでいいですかね。

梶原代理 今、言われたとおり、農業者を担う者としてリストに追加されて、整備されていくことで、また一覧については、農業政策課からデータをもらって、今後配布するタブレットで共有したいと思います。

議長 ほかにご指摘はございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。議案第382号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めませ。

委員 (全委員挙手)

議 長 賛成全員であります。議案第382号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。次は、会次第7のその他に入ります。5月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

梶原代理 5月行事予定(案)について説明いたします。お手元に配付しております行事予定(案)をご覧ください。11日(月)が支所地域の現地調査、12(火)が本庁の現地調査、調査員は記載のとおりです。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甑地域におかれましても、同様に調整をお願いいたします。川内地域については、申請が多い場合は3班体制で、本庁・支所のいずれも午前中までは終了の形をとります。川内地域は、午前8時30分までに農業委員会事務局にご集合ください。

次に、支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。それから、下段に記載の5月総会は5月26日(火)午後1時から、SSプラザ川内の3階第301から第303会議室を予定しています。

また、裏面は5月から7月の行事予定を記載してあります。4月にお配りした行事予定から変更や追加のあった箇所は網かけしておりますので、ご確認をお願いします。

主な行事について、説明いたします。5月1日(金)が、次期の農業委員の辞令交付及び第1回農業委員会総会を601会議室で開催です。14日(木)に、次期の農地利用最適化推進委員の辞令交付及び第1回農地利用最適化推進会議を603、604会議室で開催です。15日(木)は第1回農業委員会運営委員会を605会議室で開催です。20日(水)薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会がSSプラザ川内で開催されます。

なお、7月10日(金)に、農業者年加入推進会議及び農地利用状況調査推進会議を開催いたしますので、場所は調整中ですが、日程確保をお願いします。その他の行事につきましては、後ほどご確認いただき、今後の予定等にお役立てください。以上で説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、

ご意見等はございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 そのほかに、全体的に何かございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 事務局から何かございませんか。

議長 これをもちまして第37回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

梶原代理 皆さん、ご起立下さい。  
一同、礼

「閉 会」

【終了 14：30】